

産業廃棄物搬入者の方へ

【告示で定める搬入量の上限を厳守してください。】

一排出事業者が1か月に搬入できる廃棄物の量（以下、搬入量という。）は、「東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物条例第6条第2項」に基づき、告示（東京二十三区清掃一部事務組合産業廃棄物受入計画）において定めています。

搬入量は告示で定める上限を遵守するようお願いします。

なお、1か月の搬入量合計が告示で定める上限を超えた場合は、搬入量抑制に向けた指導を行います。

また、告示で定める上限を超えた搬入は、施設の適正な管理運営に支障をきたすものであり、搬入禁止・搬入承認取消の対象になります。

東京二十三区清掃一部事務組合

施設管理部管理課

電話 03-6238-0730